

平成22年(行コ)第42号 損害賠償請求等控訴事件

控訴人 和泉市長 他1名

被控訴人 小林洋一 他1名

補助参加人 社団法人大阪府市町村職員互助会(清算人 中田仁公)

被控訴人(1審原告)ら答弁書

平成22年5月23日

大阪高等裁判所 第2民事部3係 御中

被控訴人 小林洋一

《被控訴人住所・送達場所》

〒594-1155 大阪府和泉市緑ヶ丘2丁目13番10号

電話 0725-54-2626

FAX 020-4669-6920

被控訴人 小林昌子

《被控訴人住所・送達場所》

〒594-1155 大阪府和泉市緑ヶ丘2丁目13番10号

電話 0725-54-2626

FAX 020-4669-6920

被控訴人らは、控訴人らの控訴理由書に以下答弁する。

第1 控訴の趣旨に対する答弁

1. 控訴人らの請求を棄却する。
2. 控訴費用は、控訴人らの負担とする。

との判決を求める。

第2 控訴の理由に対する答弁

1 はじめに

原判決の争点①及び争点③の判断内容は、いずれも相当であり、これらに関する控訴人らの主張には理由がない。また、控訴人らが控訴理由書で主張する意見は、いずれも原審で主張した事の蒸し返しに過ぎず、当を得ていない。よって原判決の判断は維持されるべきであり、本件控訴は直ちに棄却されるべきである。

2 控訴理由書の1及び2について

控訴人らは、控訴理由書の1及び2について退会給金制度の廃止によって、必ずしも会員に対して清算金を返還しなければならないものではなく、互助会が任意に清算金を支払うことにしたのは、住民訴訟を回避するために、将来、予想される裁判において互助会に対する返還請求が認容される可能性の高い部分を事前に返還をすることが必要且つ合理的であると判断し、この目的のために第一次訴訟で認容される可能性のあった不当利得金の返還という趣旨を含めて本件清算金の支払いが行われたものであり、従って本件清算金請求権と第1次訴訟において認められた不当利得返還請求権は同一の目的を有し、その支払いを請求する権利は、一方が消滅すれば他方も消滅する関係のもので、同一の請求権であったと解すべきである旨主張する。

これらの主張は被控訴人らの原審での主張の繰り返しに過ぎず、これについて判断した原審の第3争点に対する判断の1(争点①)は正当で、控訴人らの主張は明確に退けられており、敢えて反論に値しないが念のため以下反論する。

まず退会給付金制度の廃止は、地方公務員の厚遇批判の高まりを受けて、平成17年5月市長会・町村会から、掛金と公費負担の是正と事業全般の見直しを行う

外部委員会の設置が互助会に要望され、これに応じて設置された外部有識者による「検討委員会」が平成17年9月に「退会給付金等、退会に伴う給付金については公費の投入が見られることからこれを廃止されたい」との答申を受け、自治体の負担金の大幅削減の要請もあり、互助会は取り巻く社会情勢も勘案すると最早退会給付金制度の維持は困難と判断して廃止に至ったものである。(甲3号証その3、甲6号証その1 P1～2 参照)

更に言えば、既存の退会給付金制度での給付支払い義務総額は約1700億円で、それに対し積立資産総額(流動資産)は700億円に過ぎず、1000億円も不足している。(甲6号証その2) 従ってこのまま制度を維持すれば早晩退会給付金が支給できない状態を招来するのは明らかであり、このような事情も制度廃止の背景事情と理解すべきである。

これらの経緯で退会給付金制度が廃止され、会員(職員及び自治体)に清算金が支払われたものであるが、控訴人らはその理由書で「必ずしも会員に対して清算金を返還しなければならないものではなく、互助会が任意に清算金を支払うことにした」と主張しているが、清算金の原資とされた流動資産は退会給付金の支給に備え保有しているものであり(甲6号証その1 P3～4)、制度が廃止されることでそれを保有する原因が無くなった為清算金として返還したもので、任意に支払ったとの主張は当たらない。互助会は会員である自治体の職員への清算金は、退会給付金に代えて支給する「給付金」であるとしており(甲14号証)、その残額である自治体への返還金については、自治体の補給金は将来の給付である退会給付金の原資として支出したものであり(約7割が退会給付金の原資である)、その制度を廃止したのであるから互助会の自治体に対する債務不履行(不当利得)にあたり、自治体は対応する補給金について互助会に返還を請求する権利を有しており、その一部として自治体に返還されたと解すべきである。いずれにしても清算金は任意の返還ではない。

又控訴人らは、退会給付金制度廃止に伴う想定質疑集(甲6の1)を参照し、「清算金は住民訴訟を回避するためなされたものである」事を縷々主張する。しかしながらその想定質疑集においても、

問⑧ 清算金の原資を流動資産とした理由について、積立金は退会給付金制度の為の繰越金であり、同事業の廃止に伴い、事業資金を積み立てる必要が無くな

ったため、同資金を清算金の原資とした。とあり更に

問⑩ 市町村返還金100億円の算出方法につき、流動資産総額から会費累計相当額を差し引いた残りとして100億円を算出し、会費累計相当額を控除した残金については一定公費として判断出来るから、同事業の廃止に伴い、その清算金として市町村に返還したとも述べている。

以上の問答からも控訴人が縷々主張する100億円が高裁判決の5年分に相当するとか、あたかも100億円がそのような趣旨で決められたかの主張は事実と異なり、会費累計相当額を会員に給付した残額が、たまたまそのように計算されると言うに過ぎない。

以上から、控訴人らの清算金が任意の返還であることを前提に、清算金は住民訴訟を回避するためなされたもので、第一次訴訟で認容される可能性のあった不当利得金の返還という趣旨を含めて本件清算金の支払いが行われたとの主張は失当である。

尚弁済の充当の指定は、民法第488条第3項で相手方に対する意思表示によってする とされており、本件の清算金の返還にあたって互助会は和泉市及び和泉市病院事業に対しそのような意思表示は何ら行っていない。市は清算金を制度廃止に伴う返還金として受領しており、他に何らかのひも付きで受領したものではない旨議会で答弁している(甲第第20号証)

又、大阪府内の多くの自治体が互助会への補給金の返還を求めた大阪地方裁判所及び同高等裁判所に係属した裁判で、裁判所は互助会の清算金はその返還時に関連訴訟で認定された不当利得返還請求金の弁済の趣旨であるとの主張(本件控訴での控訴人の主張と同旨)を全て排斥している。

3 控訴理由書の3について

控訴人らは、現在互助会は清算中であり、仮に本件訴訟で認定された清算金返還請求権が認められたとしても、多数の市町村への返還処理の公平さが損なわれ、清算事務が長引くことが想定されることから、返還請求権を行使しない事に正当な理由があると主張する。

しかしこの主張についての原審の争点③の判断は正当であり、控訴人らの主張に理由は無い。

控訴人らは、最高裁平成22年3月25日第1小法廷判決(乙3)の補足意見を引用し、返還処理と早期清算の必要性の根拠としている。しかし本判決は充当合意の効果について判断したもので、本件事案の参考とはなり得ない。また補足意見は被上告人の「このような充当合意の行為は、住民訴訟の趣旨を損ない、公序良俗に反して無効」との主張に対しなされたもので、当時の事情を考慮するとこのような充当合意を行うことが相当でないとは言えないと意見を補足したものである。本件訴訟は充当合意の行為そのものを何ら争っているものではなく、充当合意の結果生じた返還請求権について争っているものであるから、この意見が返還請求権を行使しないことの正当性を何ら裏付けるものではない。

尚補足意見で、「大阪府下の市町村はそれぞれ大東市と同様に補給金相当額の不当利得返還請求権を有していたのであるから、多数の市町村に対する返還処理はそのことを含めて公平に行われるべき」としているが、このことはあくまで合意充当の行為が相当であるとの事情を述べたものであり、それぞれの市町村が独自に裁判所に法に基づき不当利得返還請求や本件請求を行うことまで否定しているものではないし、その結果認定された請求権を行使すべきでないとして述べているものでもない。

又控訴人は原判決に従うと、返還処理の公平性が損なわれ、清算事務も長引き社会的に相当性を欠く事態が招来されるのは必至であると主張する。このような事態を将来する理由は到底理解し得ないが、仮にこの公平性が補足意見の「大阪府下の市町村はそれぞれ大東市と同様に補給金相当額の不当利得返還請求権を有していた」を根拠に、和泉市だけに特別の権利を認めることが公平性を損なうとの趣旨であるなら全くの見当違いと言わねばならない。最近話題となっているB型肝炎訴訟は乳幼児期に受けた集団予防接種で注射器が使い回されたためB型肝炎ウイルスに感染したとして各地の患者が国に損害賠償を求めている訴訟で、1989年の札幌地裁での同種訴訟では最高裁が2006年6月、使い回しを放置した国の責任を認定し、1951-83年に予防接種を受けた札幌市の5人について勝訴が確定している。国内には同様の感染者が推計約140万人いるとされており、これらの感染者も国に対し同様の損害賠償の権利を有していると考えられる。本件で言えば「大阪府下の市町村はそれぞれ大東市と同様に補給金相当額の不当利得返還請求権を有していた」と同じで、控訴人の主張によれば勝訴が確定している札幌市の

5人の患者に損害賠償を行うことは不公平である事になる。このようなことはあり得ない話で、全ての患者への公平性は現在議論となっている国の一律救済措置に待たねばならない訳で、その点で言えば互助会及び和泉市が「大阪府下の市町村はそれぞれ和泉市と同様に補給金相当額の不当利得返還請求権を有していた」と認識しているのであれば、本件で認定された清算金の返還請求権に相当する金員を各自治体に清算金と別に支給することによって解決すべきであって、原判決で認定された清算金の返還請求を行わないことで公平性を担保するとの主張は筋違いというものである。

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法 240 条、地方自治法施行令 171 条から 171 条の 7 までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はないし(平成 16 年 4 月 23 日 最高裁第二小法廷)、債権の徴収を猶予する事情もない。

又和泉市市議会において本件に係わる債権放棄の議決もされていないから、清算金返還請求権を行使しないことについて正当な理由はない。

以上